

副本

令和4年(行コ)第290号 遺族補償給付等不支給処分取消請求控訴事件

控訴人



被控訴人 国(処分行政庁 渋谷労働基準監督署長)

準備書面(1)

令和5年5月12日

東京高等裁判所第7民事部口乙係 御中

被控訴人指定代理人

大須賀 謙 一 岡田 裕 介 徳田 拓 也 穂山 邦 男 元垣内 真理 恵 小川 康 代 

被控訴人は、本準備書面において、控訴人の令和5年3月13日付け控訴第1準備書面(以下「控訴人第1準備書面」という。)に対し、必要と認める範囲で反論を行う。なお、略語等は、本書面で定めるもののほかは従前の例による。

第1 業務起因性の有無について

- 1 仮に、XXXX宅における亡XXXXの業務の全てが本件会社に雇用されて行われたものであるとしても、亡XXXXの疾病が業務に起因するとは認められないこと

控訴答弁書第2の2(3)(5ないし7ページ)及び原審被告準備書面(1)第4の5(37ないし39ページ)等でこれまでに繰り返し述べてきたとおり、業務起因性の判断は事業単位で行われるものであるところ、亡XXXXは、本件家事業務についてはXXXX氏の息子に雇用されていたのであり、XXXX宅における本件会社の業務は本件介護業務に限られ、本件介護業務のみが業務起因性の判断の対象となる。そして、本件介護業務に係る労働時間等からすれば、本件介護業務が亡XXXXの心停止の危険性を内在するものとはいえず、亡XXXXの心停止は、本件会社の業務に起因するものということができないことは明らかである。

しかも、原審被告準備書面(3)で述べたとおり、この点をおき、仮に、亡XXXXXXXXが本件家事業務について本件会社に雇用されていたと考えた上で、本件家事業務を業務起因性の判断の対象に含めたとしても、亡XXXXの心停止が、本件会社の業務に起因するものであるとはいえない。

この点、控訴人は、本件家事業務及び本件介護業務全体を業務起因性の判断の対象として捉えた上で、控訴人第1準備書面において主張を補充し、XXXX宅における亡XXXXの業務は、本件認定基準の「短期間の過重業務」に該当する旨主張するようである(控訴人第1準備書面・1ページ)。

しかしながら、以下に述べるとおり、本件認定基準で「短期間の過重業務」に係る業務の過重性の具体的な評価に当たって十分検討することとされている負荷要因(本件認定基準・第4の2(2)ウ(ウ))を検討しても、XXXX宅における亡XXXX

■の業務が、本件認定基準の「短期間の過重業務」に該当するということとはできない。

(1) 「労働時間」について

ア 原審被告準備書面 (3) 第 1 の 2 (2) エ (8 及び 9 ページ) で述べたとおり、

■宅における亡■の 1 日当たりの労働時間は、本件家事業務を含めても、長く見積もって 15 時間程度であったと考えられる。すなわち、■氏が、■宅での業務について、午前 4 時 30 分から午前 5 時頃までの間に起床し、自らの身支度を調えた上で仕事を始める旨、午後 8 時頃には■氏の就寝の準備をする旨述べていること、午後 8 時頃以降の一般的な業務について、夜の 2 回のおむつ交換 (午前 0 時 30 分から午前 1 時の間、午前 4 時から午前 5 時の間) を述べるのみであること (甲 11)、本件介護業務は午後 8 時 30 分までとされていることからすると、本件家事業務及び本件介護業務に従事する時間は、夜の 2 回のおむつ交換を除くと午前 5 時頃から午後 9 時頃までの間と考えられる。また、その間においても、亡■自身の食事等の時間はあったと考えられること、■氏が、食事の介助は■氏の息子が行っていた旨述べているとおり、■氏の息子も■氏の介助を行っていたこと、原審被告準備書面 (1) 第 3 の 3 (1) (22 ページ) で述べたとおり、■氏は、最重度の要介護 5 の認定を受けており、常時動き回り徘徊するなどのことはなく、四六時中監視が必要な状態であったともいえないことからすると、午前 5 時頃から午後 9 時頃までの間にも、亡■の休憩時間は、少なくとも 2 時間程度は確保されていたものと考えられる。そうすると、夜のおむつ交換に合計 1 時間程度が必要であったとしても、■宅における亡■の 1 日当たりの労働時間は、本件家事業務を含めても、上記のとおり、長く見積もって 15 時間程度であったと考えられる。

そうすると、原審被告準備書面 (3) 第 2 の 2 (1) (10 及び 11 ページ) で

述べたとおり、亡〇〇の発症前おおむね1週間(平成27年5月21日から同月27日まで)の時間外労働時間等は、拘束時間144時間、総労働時間90時間、時間外労働時間50時間程度と考えられる。これを前提として検討するに、住み込みで介護及び家政婦業務を行っているため、拘束されている時間は長時間であるが、住み込みでの就労ではそれが通常のことであり、亡〇〇は、それ以前にも、住み込みで介護を行う仕事に従事した経験を有していたことも踏まえると、日常業務を相当程度超えて過重であったとはいえない。

イ この点、控訴人は、「〇〇氏によれば、『夜のおむつ交換は0時30分から1時の間に1回』と決まっていたから、息子の寝かしつけが始まるのは、このオムツ交換後である」として、〇〇氏が就寝していたのがそれ以降であることを前提に、亡〇〇の実際の睡眠時間が4時間を下回り、2ないし3時間程度しかなかったと主張する(控訴人第1準備書面・4ページ)。しかしながら、〇〇氏は、午後8時には〇〇氏のおむつ交換をし就寝の準備をする旨述べるとともに(甲11・4ページ)、「〇〇さんの就寝準備をした後すぐにでも寝たいのですが、息子さんが〇〇さんの傍に付いて寝かしつけに時間をかけるので、私はずっと台所で待つしかなく、なかなか寝られません」と述べていることからすれば(同・7ページ)、午後8時以降に〇〇氏の就寝の準備ができ、〇〇氏の息子が〇〇氏を寝かしつけた後は、亡〇〇は就寝することができていたと推認することができ、亡〇〇が午前0時30分からのおむつ交換が終わるまで就寝できなかったと考える根拠は存しない。

(2) 「不規則な勤務」について

ア 控訴人は、〇〇名での勤務は、〇〇氏の体調や息子の口出しのせいで計画的にできたことがなく、スケジュールが変更されることが常態化しており、事前の通知もなく、予測も不可能であったというべきであるから、極

めて不規則な勤務であった旨主張する(控訴人第1準備書面・4及び5ページ)。

イ しかしながら、原審被告準備書面(3)第2の2(2)ア(11及び12ページ)で述べたとおり、■■■■宅における亡■■■■の業務は、要介護者の介護を含むものであるから、日によって仕事の順序等が変わることがあると考えられるものの、そうしたことは業務の性質上当然に想定されているものである。また、本件介護業務については、訪問介護計画書及びホームヘルパー業務指示書により行うべき内容が定められているし、本件家事業務についても、その性質上、行うべき内容はおおむね定まっており、その業務内容が事前の定めないし想定から著しく変更されることはないものと考えられる。■■■■氏の供述からも、■■■■宅における亡■■■■の業務が、このような介護を含む業務の想定を明らかに超えるほど不規則であったとはうかがわれない。そうすると、■■■■宅における亡■■■■の業務が、本件認定基準でいう不規則な勤務であったということはできない。

(3)「拘束時間の長い勤務」について

ア 控訴人は、①睡眠中も■■■■氏の息子が部屋に入ってくること、②台所に座っている間もふすまを開けて隣の部屋で寝ている■■■■氏の異変に気付けるようにしていたこと、③気が向くと■■■■氏の息子が2階から降りてくることなど■■■■氏の申述から、亡■■■■の拘束時間の長い勤務について、極めて過酷なものであったと主張するようである(控訴人第1準備書面・5ページ)。

イ しかしながら、上記①について、■■■■氏は、「夜寝ていると、■■■■さんのことが気になるのか、息子さんが入ってくることがありました。仕事を言いつけられるわけではありませんが、やはり落ち着いて寝られません。」と述べているが(甲11・7ページ)、その頻度は明らかでなく、むしろ多くなかったことがうかがわれるところ、亡■■■■が業務をしていた間

にこのようなことがあったか否かも明らかでないというほかないし、■氏が■氏の息子から仕事を言いつけられることはなかったことからしても、亡■の業務が特に過重であったことを基礎づける事情であるということとはできない。

また、上記②について、■氏は、「■さんの寝ている部屋は台所の隣で、フスマを開けておき、異変があったら気付けるようにしていました。」と述べているが(甲11・4ページ)、■氏が介護認定で最重度の要介護5の認定を受けていたことに鑑みれば、異変がないかどうか常に確認できる状態にしておくこと自体は、介護業務の性質上必要な対応とはいえるものの、これをもって特段過剰な負担であるとまではいえないものである。また、■氏の申述から、実際に■氏に緊急の対応を行わなければならないような事態が生じていたなどの事情はうかがわれず、亡■が業務をしていた間についても同様の事情があったと認めるには足りない。したがって、上記②が亡■の業務が特に過重であったことを基礎づける事情であるということとはできない。

そして、上記③について、■氏は、「息子さんは普段は2階で仕事をしていて、気が向くと階下に降りてきます。」と述べているが(甲11・6ページ)、控訴人がこのような事情をもって亡■の業務が過重であるという理由は明らかでない。そもそも、住み込みでの業務であるという性質上、家族と接することは当然にあり得るものであり、上記③も、亡■の業務が特に過重であったことを基礎づける事情であるということとはできない。

(4) 「深夜勤務」について

ア 控訴人は、本件では、交替要員がおらず、亡■は昼も夜も勤務し、勤務と次の勤務までの時間は最大でも4時間程度しかなかった旨主張する(控訴人第1準備書面・5及び6ページ)。

イ 原審被告準備書面(3)第2の2(2)イ(12ページ)で述べたとおり、亡が深夜に通常行うべきことは、おむつ交換以外には見当たらず、失禁等があればそれに伴う業務も生じるものの、深夜に常時勤務を行うというものは異なる。

これに加え、本件認定基準と同日に発出され、本件認定基準の運用上の留意点等を定めた「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準の運用上の留意点等について」(平成13年12月12日付け基労補発第31号。以下「本件認定基準留意点」という。乙34)においては、交代制勤務・深夜労働について、「負荷要因のうち、交替制勤務・深夜勤務は、直接的に脳・心臓疾患の発症の大きな要因ではないとされていることから、交替制勤務が日常業務としてスケジュールどおり実施されている場合や日常業務が深夜時間帯である場合に受ける負荷は、日常生活で受ける負荷の範囲内と評価されるものである。」とされている。

これを踏まえて本件をみると、氏の夜間のおむつ交換は、本件家事業務の内容に含まれており(甲11・4ページ)、氏が夜間に失禁等をした場合にそれに伴う業務も、氏が最重度の要介護5の認定を受けていたことからすれば、本件介護業務ないし本件家事業務として当然に想定される業務ということができ、これらの業務について、本件認定基準留意点にいう「日常生活で受ける負荷の範囲内と評価されるもの」を超える負荷があったとは認め難い。

なお、亡の勤務と次の勤務までの時間が最大でも4時間程度しかなかったなどと認められないことは、前記(1)イで述べたとおりである。

したがって、亡が深夜にしていた業務は、亡の業務が特に過重であったことを基礎づけるものとはいえない。

(5) 「精神的緊張を伴う業務」について

ア 控訴人は、氏が要介護5の認知症患者で、介護忌避もあり、氏

に対する介護業務に当たっては、非常に神経を使う必要があったことなどから、■宅における亡■の業務は、本件認定基準別紙に「精神的緊張を伴う業務」として掲げられている「常に自分あるいは他人の生命、財産が脅かされる危険性を有する業務」、「危険回避責任がある業務」、「人命や人の一生を左右しかねない重大な判断や処置が求められる業務」に該当又は類似すると主張する(控訴人第1準備書面・7ページ)。

しかしながら、原審被告準備書面(3)第2の2(2)ウ(13ページ)で述べたとおり、■氏が要介護5の認知症患者で、介護忌避があることなどは、認知症患者の介護において必ずしも特異なこととはいえない。また、■氏は自立ができず寝たきりの状態であった■氏の異変に気が付けるように同人の様子をみていたようであるが、■氏に緊急の対応が必要な事態が現に生じたなどという事情はうかがわれなし、実際に、亡■が■宅において業務をしていた間に、■氏の生命等が脅かされるような危険が生じたなどという事情があったともうかがわれなし。そして、亡■が従前から介護ヘルパーや家政婦として稼働していた経験を有していたことを考慮すると、控訴人の指摘する事情をもって、直ちに精神的緊張の程度が大きなものであったとはいえず、亡■の業務が本件認定基準別紙に掲げられている「精神的緊張を伴う業務」に当たるとすることはできない。

イ 控訴人は、■氏の息子が、次々とヘルパーを辞めさせるような問題のある人物であり、亡■は過酷なパワーハラスメントを受け続け、地獄のような労働環境であったと主張する(控訴人第1準備書面・7及び8ページ)。

しかしながら、原審被告準備書面(3)第2の2(2)ウ(13ページ)で述べたとおり、■氏の息子が、亡■に対し、■氏が述べるのと同様の対応をしていたと認めるに足りる証拠はないのであって、実際にどのように接していたのかは明らかでないというほかなく、■氏の息子が「問題の

ある人物」であるとか、「地獄のような労働環境であった」などと断定する根拠は見当たらない。そもそも、■■■■氏の息子は、亡■■■■の雇用主であり、亡■■■■を指揮監督等していたが、亡■■■■は、特定の雇用主の下で長期にわたって勤務を行うという就労形態であった者ではない。亡■■■■は、介護福祉士の資格を有し、複数の職業紹介事業者から紹介を受けて、訪問介護ヘルパーや家政婦として、一定の期間勤務を行うという就労形態であった者であるから、■■■■氏の息子と亡■■■■の関係は、通常の労使の関係(継続的な上司、部下の関係)とは異なり、仮に、■■■■氏の息子の対応に何らかの問題があったとしても、直ちに精神的緊張の程度が大きなものであったとはいえない。仮に、亡■■■■が本件家事業務について本件会社に雇用されていたと考えるとすれば、■■■■氏の息子は、本件会社の従業員ではなく、亡■■■■にとって上司等には当たらないのであるから、■■■■に対してパワーハラスメントの定義の一つとされる優越的地位を背景とした言動を行いうる立場になく、■■■■氏の息子の行為が亡■■■■に対するパワーハラスメントに当たるとすることはできない。

ウ 控訴人は、■■■■氏の供述によれば、■■■■氏の息子に指示されたとおりの時間に業務をしなければならなかった上、ケアマネージャーにその状況を訴えても改善されることはなく、孤立無援であったことから、■■■■宅における亡■■■■の業務は、本件認定基準別紙に「精神的緊張を伴う業務」として掲げられている「決められた時間(納期)どおりに遂行しなければならないような困難な業務」、「顧客との大きなトラブルや複雑な労使紛争の処理等を担当する業務」、「周囲の理解や支援のない状況下での困難な業務」に該当又は類似すると主張する(控訴人第1準備書面・8ページ)。

しかしながら、■■■■氏の息子の指示どおりに業務を遂行しなければならなかったとしても、当該指示どおりに業務を遂行することが困難であったとか、当該指示どおりに業務を遂行できなかった場合に何らかのペナル

ティがあったなどという事情は見当たらず、精神的緊張の程度が大きいものであったとはいえない。また、亡[]が[]氏の息子から一方的に業務内容に口出しをされていたとしても、そのことから直ちに「顧客との大きなトラブル」や「複雑な労使紛争の処理」に当たるということとはできない。そして、亡[]について、実際にケアマネージャーに対して労務環境の改善に関する意見を述べたが改善がされなかったなどという事実は認められない。これらのことからすれば、控訴人の指摘する事情から、直ちに精神的緊張の程度が大きなものであったとはいえず、亡[]の業務が本件認定基準別紙に掲げられている「精神的緊張を伴う業務」に当たるということとはできない。

エ 以上のとおり、[]宅における亡[]の業務は、本件認定基準別紙に掲げられている「精神的緊張を伴う業務」に該当するものでなく、亡[]が特に過重な業務に従事していたことを基礎づける事情は認められない。

(6) 小括

以上のとおり、亡[]の心停止発症前おおむね1週間の労働時間は、過度の長時間労働とまではいえず、拘束時間自体は長時間であることや、[]氏の介護業務に一定の困難性が伴うこと等を考慮しても、[]宅における本件介護業務及び本件家事業務が、亡[]と同種の労働に従事する労働者にとって、特に過重な身体的、精神的負荷と認められるとまではいえない。したがって、亡[]が短期間の過重業務に従事したということとはできない。

2 亡[]の死亡は専らサウナ利用に起因する可能性が高いことについて

なお、控訴人は、亡[]が利用したのはわずか44度にすぎない低温サウナであり、これによって急性心筋梗塞となることはあり得ないなどとして、亡和子の死亡とサウナ利用との間に因果関係が存しない旨主張するが(控訴人第1準備書面・8ページ)、原審での主張の繰り返しであり、亡[]の死亡が専らサウナ利用に起因する可能性が高いことについては、原審被告準備書面(6)第

1の3(3ないし6ページ)で述べたとおりである。

第2 結語

以上のとおりであるから、控訴人の請求はいずれも理由がなく、速やかに棄却されるべきである。

以 上